

令和7年度みやぎ「働く一步」応援制度・相談会実施業務 企画提案に係る質問への回答

No.	質問	回答
1	みやぎ「働く一步」応援制度（有償型就業体験事業）は、学卒期に関わらず相談受付時の年齢で利用の可否判断をしてよいか。	みやぎ「働く一步」応援制度（有償型就業体験事業）については、学校卒業の時期や年齢による制限は設けず、就業体験へ参加することによって就労等に結び付く可能性が高いと判断される、就職氷河期世代を含む中高年層を中心とする幅広い世代の方の参加を想定しています。
2	みやぎ「働く一步」応援制度（有償型就業体験事業）の利用について、「就職氷河期世代を含む中高年層（概ね35歳から59歳まで）等」（仕様書4（1））と規定しているが、「等」の範囲として35歳から59歳の範囲からどの程度幅を持った年齢を想定しているか。	みやぎ「働く一步」応援制度（有償型就業体験事業）については、「就職氷河期世代を含む中高年層（概ね35歳から59歳まで）」を中心に、世代（年齢の幅）を限定せず、幅広い世代の方の参加を想定しています。
3	みやぎ「働く一步」応援制度（有償型就業体験事業）の利用について「長期無業の状態にある者及び社会参加に向けた支援を要する者」（仕様書6）とされているが、就業体験の利用にあたり具体的な無業期間の規定はないと考えてよいか。	御質問の長期無業の期間については、概ね1年以上を想定していますが、直近1年間において、臨時的・短期的な就業と失業を繰り返すなど不安定就労の状況にある方なども支援対象として想定しています。
4	みやぎ「働く一步」応援制度の利用者数目標を20人以上（仕様書8（1））、ワンストップ相談会の参加者数目標を500人以上（仕様書8（2））としているが、これはのべ件数と考えてよいか。	御認識の内容で運用することを想定しています。
5	令和6年度まで実施されてきた「就職氷河期『働く一步』応援制度・相談会実施業務」の就職氷河期「働く一步」応援制度（有償型就業体験制度）では、相談者1人につき年度内で2回までこの制度が利用できたが、本事業でもそのルールが適用されると考えてよいか。	御認識の内容で運用することを想定しています。
6	令和6年度まで実施されてきた「就職氷河期『働く一步』応援制度・相談会実施業務」の就職氷河期「働く一步」応援制度（有償型就業体験制度）では、就業体験は最低でも3日体験実施しないと相談者への奨励金は支給しないルールで行ってきたが、本事業でもそのルールが適用されると考えてよいか。	御認識の内容で運用することを想定しています。
7	孤独・孤立対策の観点から、家族と同居していても家庭内で孤立しているケースも容易に想定されるが、生活実態として、相談者が「独居」「家族と同居」に関わらず、「働く一步」応援制度（有償型就業体験事業）の利用は可能か。	御認識の内容で運用することを想定しています。